

## 現行の（紙の）健康保険証の存続を求める意見書

令和5年6月2日、健康保険証の廃止を含む「番号法等改定法案」が成立した。これにより、2024年秋に現行の（紙の）健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化（マイナ保険証）が基本となることが決定した。しかし、マイナ保険証に別人の個人番号が誤登録されていたケースが明らかになるなど、法案成立後もマイナンバーカードをめぐるトラブルが続いており、住民の不安が広がっている。

厚生労働省はマイナンバーカードを取得しない人に対しては、保険証の代わりとなる資格確認書を発行する方針を明らかにしているが、従来、健康保険証は保険料の納付により自動的に手元に届くことで無保険扱いにならず、いつでも医療を受けられるため、国民生活に深く浸透しているツールである。一方、資格確認書は、申請に基づく任意取得のツールであり、皆保険制度に必要な不可欠な健康保険証を任意取得のマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・原則に反するものである。また、保険料を納付している住民においても、資格確認書の申請を失念した場合、医療機関の窓口で資格喪失や無保険扱いとなることが懸念される。

よって、マイナンバーカードの任意取得の原則に照らし、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行の（紙の）健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断し、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル担当大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町

議会議長 渡 辺 基